

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十一年十月奈良県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「対する防疫作業」の下に「その他これに準ずる防疫作業で人事委員会規則で定めるもの」を加える。

附則に次の二項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例）

7 当分の間、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定するものをいう。以下同じ。）の病原体を保有し、若しくは保有している疑いがある者が宿泊する施設内又はこれに準ずる区域として人事委員会規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するための措置に係る作業であつて人事委員会規則で定めるものに従事する職員に対する特殊勤務手当の額は、第四条第二項の規定にかかわらず、従事した日一日につき三千円を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める額とする。

8 前項に規定する職員が、新型コロナウイルス感染症の病原体を保有し、又は保有している疑いがある者の身体に触れて行う作業、長時間にわたりこれらの者に接して行う作業その他これらに準ずる作業で人事委員会規則で定めるものに従事したときは、同項の規定にかかわらず、同項の規定による額に、従事した日一日につき千円を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める額を加算した額を支給する。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用する。
（手当の内払）

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて既に職員に支払われた特殊勤務手当は、この条例による改正後の職員の

特殊勤務手当に関する条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。